

豊中市立グリーンスポーツセンターバーベキュー場管理運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市体育施設条例施行規則（平成27年豊中市規則第63号。以下「規則」という。）第21条の規定により、豊中市体育施設条例（昭和56年豊中市条例第13号。以下「条例」という。）別表7に規定するグリーンスポーツセンターバーベキュー場（以下「バーベキュー場」という。）の管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用調整による使用)

第2条 市長は、次の各号に掲げる事業等については、毎年度当初に使用計画を立て、当該計画の実施に必要な範囲において、規則第3条第2項による申込み前にバーベキュー場を使用することを決定し、又は承認することができる。なお、その場合における優先順位は、次の各号に定める順序とする。

- (1) グリーンスポーツセンターの工事及び整備
- (2) 市が主催する事業
- (3) 市が補助金を支出している団体が行う事業であって市が共催又は後援するもの
- (4) 官公署が行う事業であって市が共催又は後援するもの
- (5) 全市又は地域的に組織された団体が地域スポーツの推進を目的として広く市民に参加を呼びかけて行う事業であって市が共催又は後援するもの
- (6) その他地域スポーツの推進を目的として行う事業であって市が共催又は後援するもの

2 毎年度当初以外の時期においても、市長は、前項各号に掲げる事業等については前項の例により決定し、又は承認することができる。

(使用承認の申込み)

第3条 条例第4条1項の規定によりバーベキュー場を使用しようとする者は、使用承認申込書を市長に提出し、その使用承認を受けなければならない。

2 前項の申込みを行う者は、使用日の当日において20歳以上の者とする。

3 第1項の規定による申込みは使用日の属する月の1月前の初日から使用日の当日までとする。

ただし、1月前の初日から同月10日までの間に申込みことができる者は、市内在住者又は市内在勤者若しくは市内在学者とする。

4 前項ただし書きによる申込みは6区分（2時間を1区分とする。）を上限とする。

5 使用日の属する月の1月前の11日から使用日の当日までの間において使用承認の申込みが可能な区分（以下「空き区分」という。）の申込みは前項の申込みと合わせて12区分を上限とする。

6 第3項の申込みは、グリーンスポーツセンター管理棟の窓口において、業務日に行う。

7 規則第9条第8項の規定による高齢者及び障害者の範囲は次の各号のとおりとする。

- (1) 高齢者 使用日の当日において65歳以上の者
- (2) 障害者 次の表の手帳等の交付を受けている者

手帳等の種類	根拠法令等
身体障害者手帳	身体障害者福祉法
療育手帳	療育手帳制度要綱
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
戦傷病者手帳	戦傷病者特別援護法
被爆者健康手帳	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
小児慢性特定疾病医療受給者証	児童福祉法
特定疾患医療受給者証	特定疾患治療研究事業実施要綱
特定医療費（指定難病）受給者証	難病の患者に対する医療等に関する法律

8 条例第3条ただし書の規定により、市長が特に必要があると認める目的外使用による使用承認の申込みについては、別に定める。

(使用承認の取消)

第4条 市長は特別な理由（気象警報の発令、災害の発生、その他の公共の用等）により使用承認を取

り消すことができる。

(使用承認書の提示義務)

第5条 使用者が使用する前に使用承認書及び身分証明書等を職員に提示しなければならない。

(使用者の義務)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた申込者は使用の際に立ち会うこと
- (2) 未成年者のみでは使用しないこと
- (3) 承認を受けた目的以外に施設を使用し、又は施設を使用する権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。
- (4) 使用承認のない物件を使用しないこと。
- (5) 党派的政治目的（公職選挙法（昭和25年法律第100号）による演説会を除く。）又は宗教的目的を有する行為をしないこと。
- (6) 建物、附属物、器具等を滅失又はき損しないこと。
- (7) 火災及び傷害の防止に努めること。
- (8) 施設の職員の指示を受けて清掃等を行い、使用時間中に原状回復すること。
- (9) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (10) 施設敷地内で喫煙しないこと。
- (11) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (12) 施設の職員の指示に従うこと。

(規則第11条第1号に定める使用者の責めによらない事由によって使用することができないとき)

第7条 規則第11条第1号に定める使用者の責めによらない事由によって使用することができないときは、当該事由によってバーベキュー場の使用が、2時間の使用時間区分の2分の1以上の時間について使用できないときとする。

(使用不可能の判断)

第8条 雨天等による使用不可能の判断は、バーベキュー場管理職員が行う。ただし、使用時間の開始後に天候が悪化した場合は、その時点での判断による。

(光化学スモッグ)

第9条 光化学スモッグが発生し、又は発生するおそれのある場合は、次の各号に定めるとおり処置する。

- (1) 予報又は注意報の場合 ハンドマイク及び掲示板により予報又は注意報が発令されていることを周知徹底させる。
- (2) 警報及び重大警報の場合 直ちに屋外施設の使用を中止し、可能な範囲で使用者を屋内に退避させる。

(損害賠償)

第10条 条例第11条に定める市長が必要と認める損害額は専門業者による見積額とし、使用日から1ヶ月以内に賠償しなければならない。

(傷害事故の責任)

第11条 バーベキュー場の使用中に当該施設内で生じた傷害事故については、施設管理の瑕疵以外は、使用者の責任において処理するものとする。

(その他)

第12条 前各条に定めるもののほか、バーベキュー場の管理運営について必要な事項は、市長の判断による。

附 則

1 この要綱は、令和2年9月1日から実施する。